

事務連絡
令和3年12月24日

各地方農政局総務部会計課 殿
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 殿

農村振興局総務課

全額概算払を行った土地改良事業関係補助事業における事業完了後の
実績報告書の提出期限について

令和3年地方分権改革に関する地方公共団体からの提案として、一部の自治体より全額概算払を受けた土地改良事業関係補助事業の繰越分及び国庫債務負担行為分に係る補助事業完了後の実績報告書の提出期限について交付規則及び交付要綱に基づき、通常分と同様に6月10日とするよう見直しを求める要請がありました。

この提案を受け、令和3年12月24日付けで農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）の改正が行われ、これまで全額前金払又は概算払を行った場合の実績報告書の提出期限を「補助金等の交付の決定のあった年度の翌年度の六月十日まで」としていたところを「補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の六月十日まで」と改めることとなりました。

つきましては、今後、地方公共団体に対し全額前金払又は概算払を行った場合の実績報告書の提出期限を事業完了年度の翌年度の6月10日までとすることで対応するよう徹底いただくとともに、管内の各都府県に対して周知願います。

〔 担当：農村振興局総務課会計班
（内線5408） 〕